

## 相良村空き家情報提供システム要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、相良村内の空き家の有効活用を通して、都市在住の住民等の定住促進及び地域の活性化を図ることを目的とする相良村空き家情報提供システムについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家情報提供システム 空き家情報提供システムとは、相良村内に存する空き家等（空き家となる予定のものも含む。以下、「空き家」という。）に関する情報の登録及び相良村への定住等を目的として空き家の利用を希望する者の登録を通して、空き家登録者及び利用希望登録者に対して有用な情報を提供するシステムをいう。
- (2) 所有者等 所有者等とは、当該空き家に係る所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行なうことができる権利を有する者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報提供システム以外による空き家の取引を規制するものではない。

### (空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報提供システムによる空き家に関する情報の登録を受けようとする所有者等（以下、「空き家登録申込者」という。）は、相良村空き家情報登録申込書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を書面及び必要に応じて現地調査等を行い確認の上、空き家情報提供システム空き家情報登録データベース（以下、「空き家登録データベース」という。）に登録するものとする。
- 3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該空き家登録申込者に通知（様式第2号）するものとする。
- 4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家については、一切取り扱わないものとする。

### (空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた空き家登録申込者（この要綱において、「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を村長に届け出（様式第3号）しなければならない。

### (空き家登録データベースの登録の抹消)

第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家登録データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知（様式第5号）するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権、その他権利の変動があったとき。
- (2) 空き家登録データベースの登録抹消の届出（様式第4号）があったとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) その他村長が適当でないと認めたとき。

(空き家情報利用希望者の登録の申込み等)

第7条 空き家情報提供システムによる空き家情報利用希望者に関する登録を受けようとする者(以下、「情報利用申込者」という。)は、相良村空き家情報利用希望者登録申込書(様式第6号)及び誓約書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家情報提供システム空き家情報利用希望者登録データベース(以下、「利用希望者データベース」という。)に登録するものとする。

(1) 空き家に定住、又は定期的に滞在しようとする者

(2) その他村長が適当と認めた者

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該情報利用申込者に通知(様式第8号)するものとする。

(空き家情報利用希望者登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた情報利用申込者(この要綱において、「利用希望登録者」という。)は当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を村長に届け出(様式第9号)しなければならない。

(利用希望者データベースの登録の抹消)

第9条 村長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該利用希望者に通知(様式第11号)するものとする。

(1) 空き家利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。

(3) 申込み内容に虚偽があったとき。

(4) 利用希望者データベースの登録抹消の届出(様式第10号)があったとき。

(5) その他村長が適当でないとして認めたとき。

(情報の提供等)

第10条 村長は、必要に応じて空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家登録データベース及び利用希望者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 村長は、空き家登録者の了解を得た場合、熊本県が行なう同様の空き家等の情報提供を所管する部署に対して、空き家登録データベースに登録済みの情報を提供することができる。

3 村長は、空き家登録者及び利用希望登録者が行なう空き家に関する交渉、売買契約及び賃貸借契約等の法律行為並びに付随して生じたトラブル等については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。